

宅地建物取引主任者のコーナー

「裁判員制度」について考えること

東急リバブル株式会社 お客様相談室長 橋本 明浩
〒150-0043 東京都渋谷区道元坂1-2-2 東急プラザ

裁判員制度がスタートした。すでに周知のことだが、この制度は国民が司法に参加することで、市民が持つ日常感覚や常識を刑事裁判に反映させることを目的としているという。このところ当然のこのように新聞報道などを読み流し「おお、これはいいことだ。しかし裁判員になったら会社は有給休暇をくれるのだろうか」などと要らぬ心配をしたりしていたのだが、実はこの記事、よく読むとえらいことが起きたのだと遅まきながら驚いている。なぜならこの制度ができた主旨を素直に読むと、現在の法曹の世界に生きる人々には、日常感覚や常識の基準において一般社会、すなわち市民感覚との乖離があるため、刑事裁判の手續に何らかの支障が生じている。しかししてその支障を取り除くためには、裁判手續に何らの法的知識を持たない人々の助力が不可欠であるという結論にも見えるからだ。はたしてそのような不都合が実際にあったのであろうか。仮にそうであったとしても他に改善手法は無かったのか。万一、“市民感覚”などという抽象的な定義の元に裁判制度の仕組みが変わったのだとすれば、ちょっと恐ろしいことのような気がしてくるのである。もちろん、斯界を代表する皆さんが、長期に亘り熱心に議論を積み上げた上で制度ができたわけであるから、もとよりそれに異を唱えるつもりは毛頭ないのだが、考えさせられる出来事である。

ところで巷間使用されている“市民”という言葉だが、本来は都市の住民、あるいは社会を構成する自立的個人で政治参加の主体となる者などと定義付けられている。ということは“市民感覚”とは、ごく当たり前の市井の人々が持つ善良な社会常識や通念といったものなのだろう。それが法廷において具体的にどのような物差しとなって現れるのか、現時点においてはわかり難いが、そうした観点でみれば法曹界の人々だって普段の生活においては善良な市民であり、良識に富んだ市民感覚を持ち合わせているはずである。ここに至ってようやく気付いたのだが、それであれば今回の裁判員制度により刑事裁判に“市民感覚”が加えられることになったとしても、裁判所の判断に劇的な変化は起きないのであろう。これでようやく安心ができたような気がする。新聞を読むのは難しいとつくづく思う今日この頃である。